

3.申請手続き・PCB 含有の確認法に関する事項

Q1	PCB 照明器具を LED 照明器具への交換工事を完了しました。申請は可能ですか。	
A1	調査および交換とも、完了しているものは申請できません。事前申請となります。	
Q2	補助金を受けるためには、どのように手続きすれば良いのですか。	
A2	交付申請が必要です。協会ホームページ掲載の『交付申請書提出書類チェックリスト』を確認してください。	
Q3	補助事業は、期間に制限がありますか。	
A3	単年度の補助事業となりますので、令和 3 年度中に補助金の入金まですべて終了する必要があります。	
Q4	様式第 1 別紙 2 経費内訳について、補助対象経費に消費税を含めても良いですか。	
A4	<p>一般会計・特別会計で事業を実施する地方公共団体等、及び消費税法別表第三に掲げる法人は税込申請が可能です。</p> <p>それ以外の中小企業・中小企業規模相当の方は、消費税を含めることができません。</p> <p>個人事業主は、税込経理を採用している場合、消費税を含めることができます。</p> <p>個人は、消費税を含めることができます。</p>	
Q5	様式第 1 別紙 2 経費内訳は、どのように記載すれば良いのでしょうか。	
A5	協会ホームページに掲載の『記入例（記入サンプル）』を参考としてください。 見積書、または計算書において、記載の金額の根拠を明示してください。	
Q6	申請書を提出後、取下げは可能ですか。	
A6	<p>以下の内容となりますので、申請手続き及びそれ以降の手続きを充分ご検討の上、申請をお願いします。</p> <p>① 交付申請書の審査中、取下げは可能です。</p> <p>② 交付決定通知日以降、15 日以内であれば書面をもって、取下げが可能です。</p> <p>③ 交付決定通知日から 15 日以降は、中止又は廃止の手続きが必要です。また、中止又は廃止までに実施した内容の完了実績報告書の提出も必要です。</p>	
Q7	PCB 含有の確認はどうすればいいのですか。	
A7	<p>安定器の銘板を確認し、メーカーホームページから確認できます。PCB を含む『証明書』を印刷してください。</p> <p>また、一般社団法人 日本照明工業会のホームページに、『銘板が読める』『銘板が読めない』など詳しい情報が掲載されています。</p> <p>URL : https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm</p>	
Q8	安定器の銘板が劣化等により読めない場合は、どうすればいいですか。	
A8	<p>照明器具の銘板が読める場合は、照明器具のメーカーに問い合わせてください。</p> <p>安定器、及び照明器具の銘板が共に読めない場合、昭和 52 年 3 月以前に改修・建築された建物であれば、PCB を含むと判断することが妥当です。この場合、安定器の銘板が読めないことを証明する写真を必ず取ってください。</p>	